

2020年12月 第101号



# 産業文化通信



JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838

日本国内でのコロナウイルス感染拡大抑制が進まないまま、師走となりました。今年1年間は今まで経験した事のない世界的な異常事態に、政府・自治体・企業、そして個人も大きな影響を受けた年であったと思います。幸いながら現時点でJCI 産業文化協同組合職員及び受け入れ実習生における感染者発生数は0人です。今後も実習生が無事に実習を満了できるよう、皆様のご協力を宜しくお願い致します。

## 実習生入国・帰国の状況

(以下、2020年11月26日時点で確認がとれている情報です。)

**入国：** 全ての国からの入国が可能です。(感染症危険レベルにより、出国前・出国後の検査が異なります。フィリピン・ミャンマー：要検査、その他の国：検査無し)

入国後は、危険レベルに関わらず全員2週間の個室待機が必須)

現在入国ビザの下りた実習生から、企業様に順次ご連絡を入れておりますが、個室待機の施設確保が困難になってきております。

**帰国：** 各国、通常時より航空券の手配が難しい状況が続いております。(ベトナムは特に困難です) 帰国後は14日間の隔離が必要となり、往復便は手配できません。さらに日本に再入国する際には、再度14日間の隔離が必要な為、一時帰国は特別な事情がある場合以外は不可です。

**中国：** 定期便運航あり・帰国日2日以内にPCR及び抗体検査のダブル陰性証明取得が必要。

帰国後は14日間以上の隔離あり。(検査費用約3~4万円・隔離費用約10万円)

**ベトナム：** 定期運航便は2月まで欠航予定。帰国希望者は大使館の特別救援便にエントリーが必要。帰国後は14日間の隔離あり。(航空券代約10万円・隔離費用3~10万円 ※隔離施設は帰国便により指定される)

**タイ：** 大使館指定便が月に数便程度運航。(大使館ホームページからエントリーが必要) 出国前の健康診断が必須。帰国後は14日間の隔離あり。

## 源泉徴収票のご用意をお願い致します

技能実習生も一般社員同様、**源泉徴収票**の発行をお願い致します。

源泉徴収票は、実習生の在留資格変更・更新の際の収入証明として提出を求められる場合がありますので、在籍実習生全員分の源泉徴収票コピー及び、賃金台帳コピーを組合へご提出下さい。

また、同じくビザ更新の際には添付書類として、市町村発行の**課税証明書・納税証明書**も必要となります。実習生が居住している市区町村への給与支払い報告も(課税・非課税・免税に関わらず)お願い致します。